

監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の途中交代の取扱いについて

台東区総務部施設課

監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の途中交代の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアル」及び「東京都工事施行適正化推進要綱」に示されているところである。

東京都工事施行適正化推進要綱第5条3項の三「一つの契約工期が多年に及ぶ場合」の監理技術者等の途中交代の取扱いについて、以下のとおり定める。

『一つの契約工期が多年に及ぶ場合』

契約工期が2年以上の工事で、当該工事の監理技術者等としての従事期間が契約工期の2分の1以上を経過したとき

※交代に際しての留意事項

工事の継続性、品質確保等に支障が生じないように、原則として交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ必要に応じて、一定期間重複して工事現場に配置すること。途中交代の可否や交代時期等については監督員と協議の上、決定することとする。

この取扱いは、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。